

2020年度大学等卒業予定者等の採用について

令和2年2月12日（水）
各省庁人事担当課長会議申合せ

1 採用事務

2020年度大学等卒業予定者等の採用については、「2020年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」（平成31年3月26日内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）の趣旨を尊重しつつ、以下のとおり実施する。

（1）採用に関する情報提供

採用に関する情報提供は、採用機会の均等を考慮してインターネット等を通じ、早期かつ的確に行う。

（2）広報活動

業務説明会等の広報活動は、2020年3月1日から開始する。

（3）選考活動

面接等の選考活動は、3（1）及び7（1）に定める訪問開始日から開始する。

（4）採用内定

正式採用内定は、10月1日以降に行う。

（5）学事日程の尊重と公平公正な採用活動

学生の学修や大学等の学事日程に十分配慮するとともに、地方在住者等が不利益にならないよう留意し、大学等卒業予定者の自由な就職活動を妨げるような拘束は、一切行わないものとする。

2 採用選考の基本方針

採用に当たっては、採用昇任等基本方針（平成26年6月24日閣議決定）の趣旨を踏まえつつ、基本的・専門的な能力に加えて、幅広い視野を有し、時代の変化に柔軟に対応し得る多様な人材の採用に努める。

また、採用に関する以下の政府方針に十分留意しつつ、公務員を取り巻く厳しい環境の下で、行政及び公務員に対する国民の信頼を確保する観点から、国民全体の奉仕者としての、また、政府の一員としての自覚を有し、行政の公正な執行と総合的かつ効率的な運営を支える有為な人材の採用に努める。

（1）女性の採用促進

「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）等に基づき、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合及び国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合を政府全体で30%以上とすることとし、これを確実に達成することとする。

（2）多様な人材の確保

多様な人材を確保するため、引き続き、特定の試験区分等に偏ることなく、多様な大学等の出身者から採用するよう努める。

3 2020年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）（法務区分を除く。）及び同試験（大卒程度試験）（教養区分を除く。）受験者の官庁訪問

2020年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）（法務区分を除く。）及び同試験（大卒程度試験）（教養区分を除く。）（以下「総合職春試験」という。）受験者の官庁訪問については、特に地方在住受験者の地理的・経済的条件に最大限配慮し、可能な限り訪問機会の平等化を図るとともに、採用内定事務の効率化・円滑化、採用プロセスの透明性や公平性の確保等を図るため、以下のとおり取り扱うこととする（別紙1参照）。

(1) 官庁訪問の開始は、6月24日（水）（以下3において「訪問開始日」という。）午前8時30分以降とする。

(2) 各省庁は、訪問開始日午前8時30分までの間は、面接等の選考活動は一切行わないこととする。

最終合格発表日から訪問開始日午前8時30分までの間は、各省庁とも、受験者に対し、業務説明や面接はもとより官庁訪問に係る予約の受付等も行わないことを徹底する。

(3) 第二次試験日（筆記）である5月24日（日）から訪問開始日午前8時30分までの間の受験者に対する業務説明等の広報活動については、以下のとおりとする。

① 業務説明会

受験者の参加を求める形式で実施する広報活動については、5月25日（月）、6月6日（土）、16日（火）及び18日（木）に各省庁が実施する業務説明会を除き、行わないこととする。

なお、業務説明会の実施に当たっては、受験者が自主的に参加を判断できるよう、その後の選考活動に影響を与えるものではないことを十分周知するとともに、業務説明会における受験者との質疑応答等に当たっては、選考活動と疑われることのないよう十分留意するものとする。

② 業務説明会以外の広報活動

①の業務説明会以外の広報活動については、各省庁のホームページ、メーリングリスト、SNS（フェイスブック、ツイッター等）等により、受験者等に対して広く一斉に情報発信を行うことは妨げないものとする。

その際、選考活動と疑われることのないよう十分留意するものとする。

③ 電話、メール等による連絡

受験者から省庁側に対して、個別に電話、メール等による問合せがあった場合に、問合せ手段に対応した手段を用いて、これに応答することは妨げないものとする。

その際、選考活動と疑われることのないよう十分留意するものとする。

(4) 内々定の解禁は、7月7日（火）正午以降とする。

各省庁は、7月7日（火）正午までの間は、受験者に対し、内定、内々定に類似するような言動は一切行わないこととする。

なお、7月7日（火）正午は内々定の解禁時刻であり、実際に内々定の通知や関連する事務手続きが行われるのは後刻（7月8日（水）以降を含む。）になる場合もあり得る。

(5) 各省庁においては、受験者に対し、

- ① 訪問開始日（6月24日（水））から7月1日（水）までの間は、受験者が訪問した同一省庁に同訪問日の翌日・翌々日は訪問しないこと
 - ② 7月2日（木）に受験者が訪問した同一省庁には、7月3日（金）は訪問しないこと
- を指導するとともに、これに従わない受験者には、当該省庁の職員は会わないとすることとする。

(6) 各省庁は、訪問開始日以降も、土曜日及び日曜日（6月27日（土）、28日（日）、7月4日（土）及び5日（日））は、受験者とは電話、メールを含めいかなる接触も行わない。

(7) (5) 及び (6) の制限を遵守した上で、

- ① 6月30日（火）又は7月1日（水）に訪問した者が7月2日（木）に当該省庁に訪問すること
 - ② 7月3日（金）に訪問した者が7月6日（月）に当該省庁に訪問すること
 - ③ 7月6日（月）に訪問した者が7月7日（火）に当該省庁に訪問すること
- は妨げないものとする。

(8) 各省庁は、地方受験者、民間企業志望者等への対応に当たり、訪問開始時期が遅れたことを理由に不利益な取扱いはしないことを徹底する。

(9) 各省庁は、志望省庁の選択のための情報提供を目的として説明会を主催することを人事院に対して要請することとする。

また、各省庁は、人事院に対し、ホームページで各省庁の業務説明会の開催予定等をまとめて周知できるよう、情報の提供、人事院のホームページとのリンクの作成等必要な協力を行うものとする。

(10) 上記（1）から（9）までについては、総合職春試験のほか、平成30年度及び2019年度総合職試験（院卒者試験）（法務区分等を含む。）及び同試験（大卒程度試験）（教養区分等を含む。）受験者からいわゆる事務系職員として採用するために官庁訪問を行う場合にも、年度途中に採用する場合を除き、適用することとする。

4 2020年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）（法務区分）受験者の官庁訪問

2020年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）（法務区分）（以下「法務区分」という。）受験者の官庁訪問については、以下のとおり取り扱うこととする（別紙2参照）。

（1）官庁訪問の開始は、10月26日（月）（以下4において「訪問開始日」という。）の午前9時以降とする。

（2）各省庁は、第一次試験実施日である10月4日（日）から訪問開始日午前9時までの間は、受験者に対する業務説明や面接等採用に向けた行為は一切行わないこととする。

特に、訪問開始日前の10月23日（金）から10月25日（日）までの間は、各省庁とも、受験者に対し、業務説明や面接は行わないことを徹底する。

（3）各省庁は、10月23日（金）の午前9時から、電話等の方法により、訪問開始日の午前9時以降の官庁訪問の予約を受け付けることができる。

各府省は、官庁訪問の予約を受け付ける場合には、あらかじめ、その旨及び予約の受付等の方法について、ホームページ及びその他の方法で、受験者に対し的確に情報を提供しなければならない。

（4）内定の解禁は、10月29日（木）午前9時以降とする。

各省庁は、10月29日（木）午前9時までの間は、受験者に対し、内定、内々定に類似するような言動は一切行わないこととする。

(5) 上記（1）から（4）までについては、原則として2020年度総合職試験（院卒者試験）（法務区分）から採用されることを希望している受験者に対してのみ、適用することとする。

5 2020年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）（教養区分）受験者の官庁訪問

2020年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）（教養区分）（以下「教養区分」という。）受験者の2021年4月採用に向けた官庁訪問については、以下のとおり取り扱うこととする（別紙3参照）。

(1) 官庁訪問の開始は、12月14日（月）（以下5において「訪問開始日」という。）の午前9時以降とする。

(2) 各省庁は、第一次試験実施日である10月4日（日）から訪問開始日午前9時までの間は、受験者に対する業務説明や面接等採用に向けた行為は一切行わないこととする。

特に、訪問開始日前の12月11日（金）から12月13日（日）までの間は、各省庁とも、受験者に対し、業務説明や面接は行わないことを徹底する。

(3) 各省庁は、12月11日（金）の午前9時から、電話等の方法により、訪問開始日の午前9時以降の官庁訪問の予約を受け付けることができる。

各府省は、官庁訪問の予約を受け付ける場合には、あらかじめ、その旨及び予約の受付等の方法について、ホームページ及びその他の方法で、受験者に対し的確に情報を提供しなければならない。

(4) 内定の解禁は、12月18日（金）午前9時以降とする。

各省庁は、12月18日（金）午前9時までの間は、受験者に対し、内定、内々定に類似するような言動は一切行わないこととする。

(5) 上記（1）から（4）までについては、原則として2020年度総合

職試験（大卒程度試験）（教養区分）から採用されることを希望している受験者に対してのみ、適用することとする。

6 総合職春試験、法務区分及び教養区分に共通の事項

（1）官庁訪問期間中の各日の訪問開始時刻は午前9時以降とする。

なお、総合職春試験については、訪問開始日（6月24日（水））から6月26日（金）までの間は、訪問者数や受付等に要する時間を考慮し、午前8時30分以降とする。

（2）各省庁は、受験者への対応においては、以下のとおり配慮等を行う。

- ① できる限り待ち時間を縮減し、早期に帰宅させるよう努力するとともに、地方受験者に不利益にならないよう、十分配慮する。
- ② 民間企業の面接等の予定がある受験者を過度に拘束することのないよう配慮する。
- ③ 授業、試験、留学、教育実習等学生の事情を十分に勘案して面接等を行う。
- ④ 受験者から学事日程等に関する申出があった場合、面接時間等を配慮するとともに、面接機会の付与を含め、当該申出があったことをもって不利益な取扱いは行わない。
- ⑤ 受験者が学事日程等に合わせて訪問することが可能となるよう、「初日に来なければ採用しない」等の言動を行わない。

（3）各省庁は、採用に当たり上記措置を担保するため、人事院に対して以下の措置をとるよう要請するとともに、各省庁のホームページにも採用に関する情報提供と併せ本申合せを掲載することとする。

- ① 上記3（1）から（8）まで、4、5並びに6（1）及び（2）の内容について、ホームページへの掲載その他の方法により、受験者への周知徹底を図ること。
- ② 第二次試験実施日に、受験者に対し上記3（1）から（8）まで、4、5並びに6（1）及び（2）を周知すること。
- ③ 上記3（1）から（8）まで、4、5並びに6（1）及び（2）に違反する行為に関する情報があった場合、至急、事実関係の調査を行い、必要に応じて当該省庁に対しその是正を求めるとともに

に、各省庁にその事実を通知すること。

④ ③における事実関係の調査の結果、重大な違反行為であると判断される場合には、その時点から人事院のホームページに当該違反省庁名を公表すること。

(4) 上記(1)から(3)までについては、2020年度総合職試験のほか、平成30年度及び2019年度総合職試験（院卒者試験）及び同試験（大卒程度試験）受験者からいわゆる事務系職員として採用するために官庁訪問を行う場合にも、年度途中に採用する場合を除き、適用することとする。

(5) 2022年4月採用に向けた官庁訪問については、今後申し合わせる2021年度大学等卒業予定者等の採用に関する取扱い（以下「2021年度申合せ」という。）に従うものとし、各省庁は、2021年度申合せにおける内々定解禁日までの間は、受験者に対し、2022年4月採用に関する内定、内々定に類似するような言動は一切行わないこととする。

また、2021年度大学等卒業予定者等の採用に向けた広報活動については、別途申合せを行うまで実施しないものとする。

7 2020年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）受験者の官庁訪問

2020年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）（以下「一般職試験」という。）受験者の官庁訪問については、可能な限り受験者の訪問機会の平等化を図るとともに、採用事務の効率化・円滑化、採用プロセスの透明性や公平性の確保等を図るため、以下のとおり取り扱うこととする。

(1) 官庁訪問の開始は、7月10日（金）（以下「一般職訪問開始日」という。）の午前9時以降とする。

ただし、7月15日（水）から8月10日（月）までの期間は官庁訪問を一切行わないこととする。

(2) 内々定の解禁は、8月18日（火）午前9時以降とする。

各省庁は、内々定の解禁が最終合格発表後とされていることを踏まえ、官庁訪問の対応を行うこととする。

なお、8月18日（火）午前9時は内々定の解禁時刻であり、実際に内々定の通知や関連する事務手続きが行われるのは後刻（8月19日（水）以降を含む。）になる場合もあり得る。

（3）各省庁は、一般職訪問開始日の午前9時までは、面接等の選考活動は一切行わないこととする。

各省庁は、遠隔地から訪問する受験者への対応に当たり、訪問開始時期が遅れたことを理由に不利益な取扱いはしないことを徹底する。

各省庁は、一般職採用者の業務の内容等について一般職試験受験者が求める情報を提供することを目的とする業務説明会を行おうとする場合には、学生の学修や大学等の学事日程、他の国家公務員等の採用試験の日程等も考慮してその日時を定めるとともに、業務説明会の実施に当たっては、受験者が自主的に参加を判断できるよう、その後の選考活動に影響を与えるものではないことを十分周知する。

なお、当該業務説明会については、総合職試験を併願している一般職試験受験者が参加することも差し支えないものとするが、各省庁においては3の（2）、（3）、（5）及び（6）の定めの趣旨に従い、これら一般職試験受験者との接触の機会を総合職試験受験者との接触等に利用することは厳に行わないことを徹底する。

各省庁は、当該業務説明会に参加しなかった受験者について、そのことを理由に不利益な取扱いはしないことを徹底する。

各省庁は、受験者に対する業務説明会を行おうとする場合には、採用予定のある機関ごとに、あらかじめ、実施等の日時、場所、参加方法、予約の受付等について、ホームページ及びその他の方法で、受験者に対し的確に情報を提供しなければならない。

なお、業務説明会における受験者との質疑応答等や受験者からの電話、メール等による問合せへの対応に当たっては、選考活動と疑われることのないよう十分留意するものとする。

（4）各省庁は、7月8日（水）の午前9時から、電子メール、ウェブシステム等の多数の受験者が同時に申し込むことが可能な方法に限り、一般職訪問開始日の午前9時以降の官庁訪問の予約を受け付け

ることができる。

各省庁は、官庁訪問の予約を受け付ける場合には、採用予定のある機関ごとに、あらかじめ、その旨及び予約の受付等の方法について、ホームページ及びその他の方法で、受験者に対し的確に情報を提供しなければならない。

また、各省庁は、官庁訪問の予約がないことを理由に不利益な取扱いはしないことを徹底する。

(5) 官庁訪問開始後の各日における訪問開始時刻は午前9時以降とする。

各省庁は、訪問した受験者への対応においては、受験者が他の官署を効率的に訪問することができるよう、できる限り待ち時間を縮減するなど訪問の効率化・円滑化に取り組むとともに、遠隔地から訪問する受験者に不利益にならないよう十分配慮することとする。

また、授業、試験、留学、教育実習等学生の事情を十分に勘案して面接等を行うこととする。

(6) 各省庁は、受験者が採用に関する情報を容易に知ることができるよう、受験者への情報提供に十分配慮するものとする。

各省庁は、(3) 及び (4) に定めるもののほか、採用予定のある機関ごとに、あらかじめ、業務説明会、官庁訪問等の日時、場所、参加方法、予約の受付等について、ホームページ及びその他の方法で、受験者に対し的確に情報を提供しなければならない。

(7) 各省庁は、志望省庁の選択のための情報提供を目的として説明会を主催することを人事院に対して要請することとともに、人事院に対し、ホームページで各省庁の業務説明会の開催予定等をまとめて周知できるよう、情報の提供、人事院のホームページとのリンクの作成等必要な協力をを行うものとする。

(8) 地域官署への採用については、この申合せの範囲内において、当該地域の採用活動の実情に応じて、当該地域に所在する一般職採用官署の申合せにより、別の定めをすることができる。

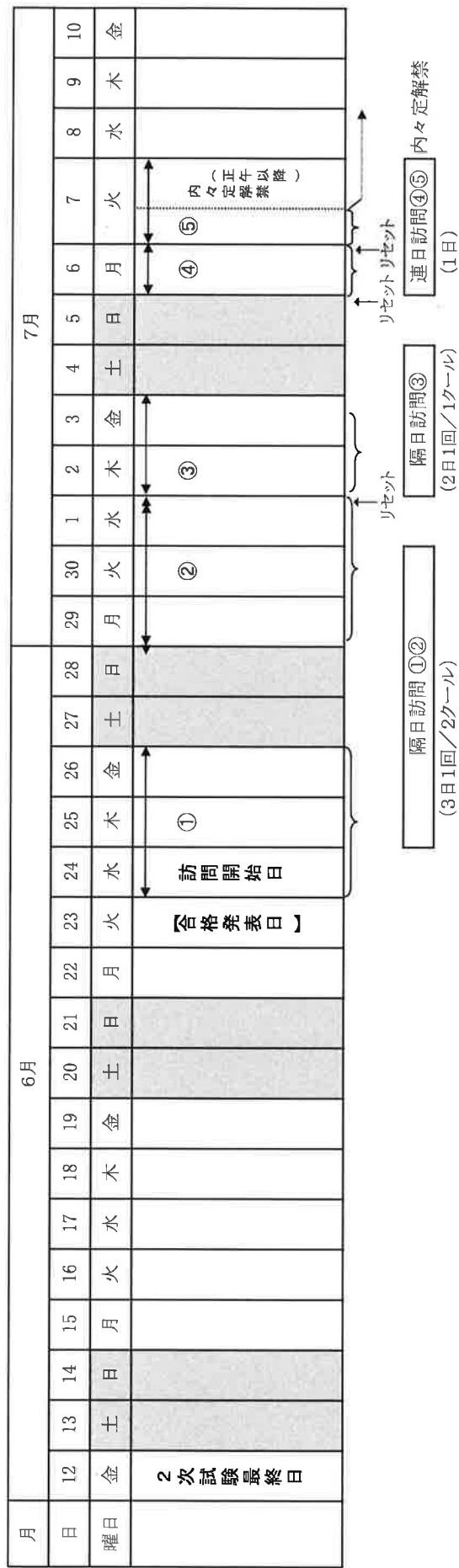
(9) 各省庁は、採用に当たり上記措置を担保するため、人事院に対し以下の措置をとるよう要請するとともに、採用予定のある各機関の

ホームページに、採用に関する情報提供と併せ本申合せを掲載することとする。

- ① 上記（1）から（8）までの内容について、ホームページへの掲載その他の方法により、受験者への周知徹底を図ること。
- ② 一般職試験の第一次試験実施日に、受験者に対し、上記（1）から（8）までを周知すること。
- ③ 上記（1）から（8）までに違反する行為があった場合、至急、事実関係の調査を行い、必要に応じて当該省庁に対してその是正を求めるとともに、各省庁にその事実を通知すること。

（10）2021年度大学等卒業予定者等の採用に向けた広報活動については、別途申合せを行うまで実施しないものとする。

2020年度総合職試験（春試験）官庁訪問に関するスケジュール



- (1) 最終合格発表日から訪問開始日午前8時30分までの間は、受験生に対し、業務説明や面接はもとより官庁訪問に係る予約の受付等も行わない。

(2) 地方受験者、民間企業志望者等への対応に当たり、訪問開始時期が遅れたことを理由に不利益な取扱いはしない。

(3) 訪問開始日以降も、土曜日及び日曜日は、受験者とは電話、メールを含めいかなる接触も行わない。

(4) 6月30日(火)又は7月1日(水)に訪問した者が7月2日(木)に当該省庁を訪問すること、7月3日(金)に訪問した者が7月6日(月)に当該省庁を訪問したこと、7月7日(火)に訪問した者が7月7日(火)に当該省庁を訪問することは差し支えない。

(5) 7月7日(火)正午は内々定の解禁時刻であり、実際に内々定の通知や関連する事務手続きが行われるのは後刻(7月8日(水)以降も含む。)にならない。

(6) 授業、試験、留学、教育実習等学生の事情を十分勘案して面接等を行おう。

(7) 受験者から学事日程等に関する申出があつた場合、面接時間等を配慮するとともに、面接機会の付与を含め、当該申出があつたことをもって不利ない。

(8) 受験者が学事日程等に合わせて訪問することが可能となるよう、「初日に来なければ採用しない」等の言動を行わない。

2020年度総合職試験(院卒者試験)(法務区分)官庁訪問スケジュール

月	10月	…	23 金	24 土	25 日	26 月	27 火	28 水	29 木
曜日	日		最 終 合 格 発 表 日	訪 問 へ 午 前 の 9 時 以 降 が 可 能 ～					内 定 解 禁 （午 前 9 時 以 降）
	第 一 次 試 験 日								

接触禁止期間
(※第1次試験日から開始)

- (1) 訪問開始日前の10月23日(金)から25日(日)までの間も接触禁止期間中であり、各省庁とも、受験者に対し、業務説明や面接は行わない。
 - (2) 各省庁は、10月23日(金)の午前9時から、電話等の方法により、訪問開始日の午前9時以降の官庁訪問を受け付けることができる。
- 各省庁は、官庁訪問の予約を受け付ける場合には、あらかじめ、その旨及び予約の受付等の方法について、ホームページ及びその他の方法で、受験者にに対し的確に情報を提供しなければならない。
- (3) 授業、試験、留学、教育実習等学生の事情を十分勘案して面接等を行うこととする。
 - (4) 受験者が学事日程等に合わせて訪問することができるよう、「初日に来なければ採用しない」等の言動を行わない。
 - (5) 受験者が学事日程等に合わせて訪問することが可能となるよう、「初日に来なければ採用しない」等の言動を行わない。

2020年度総合職試験(大卒程度試験)(教養区分)官庁訪問スケジュール

月	10月	…	11	12	13	14	15	16	17	18
日	4		金	土	日	月	火	水	木	金
曜日	日		最	訪	問	防	問	開	始	
第	一	次	終	午	前	9	時	以	午	前
	試	験	合	の	予	約	が	降	9	時
	日		格	前	約	可	以	降	以	後
			発	9	時	能	降	後	後	禁
			表	以	後	能	降	後	後	禁
			日	以	後	能	降	後	後	禁

接触禁止期間
(※第1次試験日から開始)

- (1) 訪問開始日前の12月11日(金)から13日(日)までの間も接触禁止期間中であり、各省庁とも、受験者に対し、業務説明や面接は行わない。
- (2) 各省庁は、12月11日(金)の午前9時から、電話等の方法により、訪問開始日の午前9時以降の官庁訪問を受け付けることができる。各省庁は、官庁訪問の予約を受け付ける場合には、あらかじめ、その旨及び予約の受付等の方法について、ホームページ及びその他の方法で、受験者に対し的確に情報を提供しなければならない。
- (3) 2022年4月採用に向けた官庁訪問については、今後申し合わせる2021年度大学等卒業予定者等の採用に関する取扱いに従うものとする。
- (4) 授業、試験、留学、教育実習等学生の事情を十分勘案して面接等を行うこととする。
- (5) 受験者から学事日程等に関する申出があつた場合、面接時間等を配慮するとともに、面接機会の付与を含め、当該申出があつたことをもって不利な取扱いは行わない。
- (6) 受験者が学事日程等に合わせて訪問することが可能となるよう、「初日に来なければ採用しない」等の言動を行わない。

2020年度一般職試験（大卒程度試験）官庁訪問に関するスケジュール

- (1) 遠隔地から訪問する受験者への対応に当たり、訪問開始時期が遅れたことを理由に不利益な取扱いはしない。

(2) 業務説明会を行おうとする場合には、学生の学修や大学等の学事日程、他の国家公務員等の採用試験の日程等も考慮してその日時を定めるとともに、業務説明会の実施に当たっては、受験者が自主的に参加を判断できるよう、その後の選考活動に影響を与えるものではないことを十分周知する。また、当該業務説明会に参加しなかった受験者について、そのことを理由に不利益な取扱いはしない。

(3) 各省庁は、7月8日(水)の午前9時から、電子メール、ウェブシステム等の方法により、訪問開始日の午前9時以降の官庁訪問を受け付けることができる。各省庁は、官庁訪問の予約を受け付ける場合には、あらかじめ、その旨及び予約の受け付け等の方法について、ホームページ及びその他の方法で、受験者に對し的確に情報を提供しなければならない。

(4) 各省庁は、訪問した受験者への対応においては、受験者が他の官署を効率的に訪問することができるよう十分配慮する。組むとともに、遠隔地から訪問する受験者に不利益にならないよう十分配慮する。また、授業、試験、留学、教育実習等学生の事情を十分勘案して面接等を行う。